

「パートナーシップ構築宣言」

当会は、会員企業の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

会員企業を通じて、その先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、会員企業とその取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入など取引先の事情に合わせた業務の実施や、BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

行政機関・経済団体などと連携しながら、会員企業への情報提供に努め、会員相互の啓発・交流活動を充実すると共に、本会の運営基盤の強化と会員ネットワークの拡充に努めます。

b. 健康経営に関する取組

働き方改革の推進に加えて、働き手の安心・安全と健康の確保について、会員企業への情報提供などに取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

会員企業とその取引先において、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）が遵守され、企業間のパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

労使関係の安定、労働管理の改善、人材の育成など、人事労務に関する課題の解決に資する事業を進め、会員及び地域社会に貢献できるように努めます。

2023年4月13日

一般社団法人 北海道機械工業会

会長 松本英二